

貴社の就業規則は、会社を守れますか？

労使トラブルからあなたの会社を守り、社員の満足度を高める就業規則を作成してみませんか。まずは、**就業規則診断**により、リスクの棚卸から始めてみませんか。

就業規則診断は、貴社の就業規則を 337 項目（簡易診断は、必要最小限の 102 項目）のチェックリストで多面的に分析し、内在するリスクを「リーガル面」「労務管理面」の両面から洗い出し、適正な改正案をご提示致します。

【診断結果 SAMPLE】

就業規則の全体評価			
第3章. 服務			
質問の内容が貴社に関連しない場合、グレーアウトします。			
テーマ	キーワード	ワンポイントアドバイス	現行条文番号
(服務の基本原則)	服務規律の原則	問題ありません	
(服務の基本原則)	服務規律の範囲	服務規律で定めるべき、一般的な心得や遵守すべき事項は多岐にわたります。職務専念義務、企業秩序遵守義務、職場環境維持義務等、遵守すべき義務を体系的に明確にしたうえで、それぞれ想定される項目を列挙していくとよいでしょう。	
(職務専念義務)	職務専念義務	問題ありません	
(職場環境維持義務)	職場環境維持義務	問題ありません	
(職場環境維持義務)	施設管理権に服する義務	会社の施設を認められた目的以外に利用してはならないことを規定しましょう。	
(秘密保持義務)	秘密保持義務	問題ありません	
(信用保持義務)	信用保持義務	問題ありません	
(あらゆるハラスメントの禁止)	ハラスメント防止措置	問題ありません	
(あらゆるハラスメントの禁止)	ハラスメントに係る相談窓口	ハラスメントに係る相談窓口（苦情処理機関）を設置する規定を設けましょう。	
(個人端末の使用)	私物のモバイルPC等の利用制限	問題ありません	
(電子メール・インターネットの適正利用)	私物のモバイルPC等の利用制限	就業時間中のパソコン、携帯電話等の私用利用を禁止する規定を設けましょう。	
(反社会的勢力の排除)	反社会的勢力の排除	問題ありません	
(反社会的勢力の排除)	出退勤のルール	問題ありません	
(遅刻、早退、欠勤等)	遅刻等の届出	問題ありません	
(遅刻、早退、欠勤等)	会社指定医の診断	問題ありません	
(無断欠勤)	無断欠勤	「無断欠勤」と「無届欠勤」は区分して規定しましょう。	
(副業・兼業の原則)	副業・兼業の届出	一般的には副業・兼業を全面的に禁止とすることは妥当ではありません。	
総合得点	11点/17点 (64.70%)		

【改善点とモデル規程 SAMPLE】

テーマ	具体的な改善ポイント	モデル規程
(無断欠勤)	「無断欠勤」と「無届欠勤」は区分して規定しましょう。 欠勤には「無断欠勤（届出もせず、かつ、正当な理由のない欠勤）」と、「無届欠勤（届出を怠った欠勤）」がありますが、これらを明確に区分し定義づけする必要があります。例えば、届出を怠った場合を無断欠勤とするような規定の場合、正当な理由のない欠勤でも届出をすれば無断欠勤に該当しないものとして取り扱われることになります。	第〇条（無断欠勤） 1 正当な理由なく事前の届出をせず、また、当日の始業時刻までに、又は始業後1時間以内に電話又は電子メール等の適宜の方法による届出をせず欠勤したときは、無断欠勤として懲戒の対象とする。届出のある欠勤であっても正当な理由が認められないものについても同様とする。 2 無断欠勤については、事後の年次有給休暇への振替は認めない。
(副業・兼業の原則)	一般的には副業・兼業を全面的に禁止とすることは妥当ではありません。 一方で、会社のリスクを考慮して、一定の副業・兼業を制限することは認められています。行政の意向をむやみに推進するのではなく、社内でメリット・デメリットをよく検討しましょう。	第〇条（副業・兼業の原則） 1 従業員は、所定労働時間外に、副業（本業以外に行う職業であって兼業以外のものをいう。）及び兼業（他の事業主に雇用されること又は役職に就くこと等をいう。以下「副業・兼業」と総称する。）を行おうとするときは、本章（服務）の定めるところによらなければならない。 2 副業・兼業とは、私的時間の有効活用の範囲として、これを通じて、会社の組織人としての知見・能力の向上を資して行われるべきであることを認識しなければならない。 3 本章（服務）に定めるところにより、副業・兼業を行うことができる従業員は、入社後3年を経過した者とする。

【診断料金】

- ・正社員就業規則（本則、賃金規程、育児介護休業規程）：55,000 円（税込）
※育児介護休業規程は簡易な診断となります。
- ・簡易診断（本則、賃金規程、育児介護休業規程）：27,500 円（税込）

お問合せ、お申込みは、電話で下記までご連絡をお願い致します。

お問合せ、お申込み先

事務所名：大澤明彦社会保険労務士事務所

住 所：〒194-0032 東京都町田市本町田 68-□-342

電話番号：042-726-5328